

# 地域指定の状況

総合政策部地域創生局地域政策課地域政策係  
令和4年4月1日現在

所管	市町村名						所管	市町村名						所管	市町村名						所管	市町村名									
	過疎	辺地	山村	離島	半島	特豪		過疎	辺地	山村	離島	半島	特豪		過疎	辺地	山村	離島	半島	特豪		過疎	辺地	山村	離島	半島	特豪				
空知総合振興局	夕張市	○					胆振総合振興局	室蘭市						旭川市	旭川市		△				オホーツク総合振興局	北見市	△	○	△						
	岩見沢市	△				△		苫小牧市							士別市	○		△		○		網走市		○							
	美瑛市	○				○		登別市							名寄市	○				○		紋別市	○		○						
	芦別市	○		○		○		伊達市	△		△		△		富良野市	○	○	△		○		美幌町	○	○							
	赤平市	○				○		豊浦町	○	○	○		○		幌加内町	○	○	○		○		津別町	○	○	○			○			
	三笠市	○				○		壮瞥町	○						鷹栖町	○				○		斜里町	○	○							
	滝川市					○		白老町	○						東神楽町							清里町	○		○			○			
	砂川市	○				○		厚真町	○	○					当麻町	○				○		小清水町	○								
	歌志内市	○				○		洞爺湖町	○				△		比布町	○						訓子府町	○	○							
	深川市	○		△		○		安平町	○						愛別町	○		○		○		置戸町	○		○						
	南幌町		○				むかわ町	○	○	△			上川町	○		○		○	佐呂間町	○	○										
	奈井江町	○					計	8	3	3		3	東川町		○			○	遠軽町	○	○	○			△						
	上砂川町	○					日高町	○	○	△			美瑛町	○				○	津別町	○	○	△									
	由仁町	○					平取町	○		○			上富良野町	○					滝上町	○		○			○						
	長沼町	○					新冠町	○	○	○			中富良野町	○	○				興部町	○		○			○						
	栗山町	○					浦河町	○	○	○			南富良野町	○	○	○		○	西興部村	○		○			○						
	山形町	○				○	様似町	○	○	○			占冠村	○				○	雄武町	○	○	○			○						
	浦臼町	○				○	えりも町	○	○	○			和寒町	○	○			○	大空町	○											
	新十津川町			○		○	新ひだか町	○	○	○			剣淵町	○				○	計	17	10	11			7						
	妹背牛町	○				○	計	7	5	7			下川町	○		○		○	帯広市												
秩父別町	○				○	函館市	△		△	△	△	美深町	○		○		○	音更町			○										
雨竜町	○				○	北斗市			△		○	音威子府村	○		○		○	士幌町			○										
北竜町	○				○	松前町	○	○	△		○	中川町	○		○		○	上土幌町	○		○										
沼田町	○				○	福島町	○		△		○	計	20	7	12		18	鹿追町	○	○											
計	22	1	4		16	知内町	○		○		○	留萌市	○				○	新得町	○	○	○			○							
石狩振興局	札幌市						木古内町	○		○		○	増毛町	○				○	清水町	○	○										
	江別市						七飯町					○	小平町	○		○		○	芽室町			○									
	千歳市			○			鹿部町	○		○		○	苫前町	○		○		○	中札内村												
	恵庭市						森町	○	○	△		○	羽幌町	○	○	△	○	○	更別村	○		○									
	北広島市						八雲町	○	○	○		○	初山別村	○		○		○	大樹町	○	○	○									
	石狩市	△		△		△	長万部町	○	○	○		○	遠別町	○		○		○	広尾町	○	○	○									
	当別町					○	計	9	4	10		11	3	天塩町	○		○		○	幕別町	△										
	新篠津村	○	○			○	江差町	○				○	計	8	1	7		1	8	池田町	○	○									
	計	2	2	1		3	上ノ国町	○	○	○		○	稚内市	○	○			○	豊頃町	○	○	△									
	後志総合振興局	小樽市	○					厚沢部町	○		○		○	幌延町	○	○	○		○	本別町	○	○									
島牧村		○	○	○			乙部町	○		○		○	猿払村	○		○		○	足寄町	○	○	○									
寿都町		○	○	△			奥尻町	○	○		○		浜頓別町	○		○		○	陸別町	○		○									
黒松内町		○		○		○	今金町	○		○		○	中頓別町	○		○		○	浦幌町	○		△									
蘭越町		○		△		○	せたな町	○		△		△	枝幸町	○	○	○		○	計	14	14	8			1						
ニセコ町		○	○			○	計	7	2	5		1	6	3	豊富町	○	○			○	釧路市	▲		△							
真狩村		○				○	上ノ国町	○		○		○	礼文町	○	○			○	釧路町			○	△								
留寿都村		○				○	厚沢部町	○		○		○	利尻町	○	○			○	厚岸町	○	○	△			○						
喜茂別町		○	○	○		○	乙部町	○		○		○	利尻富士町	○	○			○	浜中町	○	○										
京極町				○		○	せたな町	○		△		△	計	10	9	6		3	7	標茶町	○	○	△								
倶知安町		○			○	計	7	2	5		1	6	3	弟子屈町	○				○	鶴居村	○	○	○								
共和町	○		△		○	江差町	○				○	白糠町	○				○	計	7	5	6		1								
岩内町	○	○	△		○	上ノ国町	○		○		○	根室市	○					根室市	○												
泊村			○		○	厚沢部町	○		○		○	別海町	○	○	○			別海町	○	○	○										
神恵内村	○		○		○	乙部町	○		○		○	中標津町			○			中標津町			○			○							
積丹町	○	○	△		○	せたな町	○		△		△	標津町	○	○			○	標津町	○	○				○							
古平町	○		○		○	計	7	2	5		1	6	3	羅臼町	○	○				羅臼町	○	○									
仁木町	○	○	○		○	計	7	2	5		1	6	3	計	4	4	2			2	計	4	4	2			2				
余市町	○				○	計	17	8	14		8	15	市計	22	5	12			2	15	市計	22	5	12			2	15			
赤井川村	○		○		○	計	17	8	14		8	15	町計	117	65	74			6	21	61	町計	117	65	74			6	21	61	
計	17	8	14		8	15	計	17	8	14		8	15	村計	13	5	10			2	10	村計	13	5	10			2	10		
計	152	75	96		6	25	86	計	152	75	96		6	25	86	計	152	75	96		6	25	86	計	152	75	96		6	25	86

『過疎』 ～ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域をその区域とする市町村  
『辺地』 ～ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項の規定に基づく辺地を有する市町村  
『山村』 ～ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第4項の規定に基づき公示された振興山村を有する市町村  
『離島』 ～ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第2項の規定に基づき公示された離島振興対策実施地域を有する市町村  
『半島』 ～ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第4項の規定に基づき公示された半島振興対策実施地域を有する市町村  
『特豪』 ～ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第3項の規定に基づき公示された特別豪雪地帯を有する市町村(豪雪地帯:道内全市町村)

- ※ 注1 過疎欄の▲は、当該市町村において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第42条の規定に基づく過疎地域とみなされる市町村を示す。(各計欄に含む。▲=1団体(釧路市))
- ※ 注2 過疎欄の△は、当該市町村の一部の区域において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条の規定に基づく過疎地域とみなされる区域を有する市町村を示す。(各計欄に含む。△=6団体(岩見沢市、石狩市、函館市、伊達市、北見市、幕別町))
- ※ 注3 辺地欄は、当該年度の4月1日時点において辺地総合整備計画を策定している辺地を有する市町村を示す。
- ※ 注4 山村欄の△は、当該市町村の一部の区域において、振興山村を有する市町村を示す。(各計欄に含む。△=28団体)
- ※ 注5 半島欄の△は、当該市町村の一部の区域において、半島振興対策実施地域を有する市町村を示す。(各計欄に含む。△=1団体)
- ※ 注6 特豪欄の△は、当該市町村の一部の区域において、特別豪雪地帯を有する市町村を示す。(各計欄に含む。△=6団体)